

「石油コンビナート等防災体制検討会（第4回）」

議事要旨

1 開催日時

平成26年2月21日（金） 14時00分から16時00分

2 開催場所

東京都千代田区霞ヶ関1丁目3番1号
経済産業省別館3階 第310会議室

3 出席者

小林座長、佐藤（慎）座長代理、石井委員、市川委員、伊藤委員、緒方委員、
佐藤委員、白木委員、塚目委員、土井委員、村上委員、森委員、吉田(一)委員
有本氏(阿部委員代理)、人見氏(加藤委員代理)、甲斐氏(高橋委員代理)、
江澤氏(吉田(篤)委員代理)
*岩岡委員(欠席)、

4 配付資料

- 資料1 委員名簿
- 資料2 石油コンビナート等防災体制検討会報告書（案）
- 資料3 自衛防災組織等の防災活動の手引き（案）
- 資料4 第3回議事要旨

5 議事

議事概要は以下のとおり。

(1) 第3回議事要旨の確認について

第3回議事要旨について、確認され、了承された。

(2) 石油コンビナート等防災体制検討会報告書（案）について

資料2により事務局から説明が行われた。

【委員】 検討会報告書には、最近の事故事例の防災活動の詳細は記載するべきではないか。

また、石油コンビナート等防災本部の活動については記載があるが、石油コンビナート等防災本部の石油コンビナート等現地対策本部の活動が報告書からは読み取れない。よって、石油コンビナート等現地対策本部の役割についても言及し

て頂きたい。

→【事務局】 検討会報告書の別冊となる「自衛防災組織の防災活動の手引き」には、記載してあるが、報告書には記載していないので、記載する。

【委員】 フレアスタックからの余剰ガスの発炎、黒煙等がある場合は、広報の必要があるか。市町村によっては、普段からフレアスタックから発煙しており、その発煙を毎回広報する必要があるか。

→【事務局】 平成 26 年 1 月に発生した新日鐵住金(株)名古屋製鐵所のコークスガスの燃焼放散のような大量の黒煙が発生するような特異な事例が発生するような事案を意図して記載した。

→【委員】 石油精製会社及び石油化学会社においては、安全に装置のスタートアップやシャットダウンを行うための発煙、黒煙が発生する事案と、製鐵所の発電設備の停止に伴うコークスガスの緊急放出及び燃焼による黒煙の発生事案は、一つで扱うのは違うのではないか。

→【事務局】 ここでは、実際に災害ではないが、不安を生じるような事象について事業者から住民への適宜適正な情報伝達をすることが重要であると考えている。よって、フレアスタックからの余剰ガスの燃焼と製鐵所のコークスガスの燃焼放散を同一に記載することにより、誤解を招くのであれば、わかりやすくコラムのような形で扱う。

→【委員】 鉄鋼業界においても、製鐵所のコークスガスの燃焼放散事案を受けて、広報や情報伝達を強化していかなければならないと考えている。また、当該部分は石油コンビナート等防災本部又は事業者のどちらに対して記載しているのか。

→【事務局】 石油コンビナート等防災本部、事業所どちらに対しても記載している。事業者は、適宜情報を発信しなければならないし、その情報を石油コンビナート等防災本部は住民へ発信していかなければならない。

→【委員】 21 ページにおいて三菱マテリアル(株)爆発事故と燃焼放散について記載されているが、鉄鋼業界では、停電時の最善の策として、燃焼放散を確実にできるように教育訓練している。三菱マテリアル(株)爆発事故と同列に記載されているが、停電時の燃焼放散は事故ではなく、非常対応の一つです。それによって誤解が生じるのではないか。

→【事務局】 文章表現を変えたいと思う。

→【委員】 停電時の燃焼放散は事故ではないと言っているが、発端はトラブル、意図しない現象があったから発生したのである。そこははっきりしておかなければ、製鐵所を管轄する全国の石油コンビナート等防災本部は対応が難しくなると思う。

→【事務局】 異常なことが発生したことにより、燃焼放散を実施したわけで、送気されるべきであるコークスガスを放出したことは一般的には異常な状態であるか

ら、事故ではないと強調するべきではないと認識している。

また、客観的事実は事実として、全体的な流れも考慮した上で、表現を変える。

【委員】 18 ページに、「防災資機材等の不足によって、消火作業が現実的ではない場合」と記載されているが、「現実的ではない場合」は「難航する」や「困難」と記載したほうがよい。

→【事務局】 記載を訂正します。

【座長】 報告書の「はじめに」部分で、「石油コンビナートの災害が周辺の人家に直接被害を及ぼした例はほとんどない」と記載しているが、確認して頂いて、適切な表現に変えてください。

また、14 ページに東日本大震災において、石油コンビナートの災害が発生しているが、あのような複合災害が発生した場合においても周辺人家に被害がなかったことから、複合災害においても距離を置くことによって被害を軽減できるという趣旨で記載して頂きたい。

→【委員】 14 ページに「施設の配置の見直し」と記載されているが、唐突ではないか。「施設の更新等が行われる際に、区域の安全性を高めるため、計画的な取り組みが必要である」と記載されている。事業者が設備更新の際に取り組むこともできるが、法制の中で行政機関がここまで言及できるのか。

→【事務局】 石油コンビナート等防災本部は、行政機関は当然として、関係事業者も入っているという前提で記載している。防災計画を策定する際に、災害想定を実施した上で、被害の恐れがある場所があるならば、長期的な課題ではあるが、石油コンビナート等防災本部は事業所と共通認識を持った上で検討し、施設配置についても検討する必要があることという趣旨である。

→【委員】 現在の事業者の土地は、そこまで広くなく、スクラップアンドビルドもできるかどうかの状態、施設の再配置は難しいのではないかと。

→【座長】 東日本大震災において、千葉県市原市のLPG火災が発生したが、周辺住民に大きな災害はなかった。それはなぜかという、石油コンビナートと住宅地に距離があったからである。距離は裏切らない。全国の石油コンビナートを見ると、石油コンビナートと住宅地間の距離が無いところがあるから、そういったところに対する提言である。

現在は、石油の使用量も減っていることから、不要なタンクや採算性の悪い事業所を閉鎖するなど、保安防災のためにも、石油コンビナートと住宅地の距離を取るような対策も検討してみる必要があると思っている。

これが東日本大震災における一番の教訓であると思う。

- 【事務局】 あくまでも災害想定を実施した上で、被害の恐れがある場所があるならば、距離を取ることは必要だという共通認識を石油コンビナート等防災本部と事業者で持って頂きたいと考えているため、記載している。
- 【委員】 検討会の報告書であり、強制力もない。また考え方として、将来的な構想の一つとしてのものであると思う。
- 【事務局】 事業者が今後保安に取り組んで行く中で、検討して頂きたい一つである。

(3) 自衛防災組織等のための防災活動の手引について

資料3により、事務局（委託先業者）から説明が行われた。

【座長】 邦貨換算については、「当時の邦貨換算」と記載した方がよい。

【委員】 97ページに記載してある「エチレンジクロリド」は、二塩化エタンで統一した方がよい。

【委員】 77ページのコラムにおいて、「津波警報が出された場合」と記載されているが、津波警報が出された時には既に遅いので、「大規模な地震による津波予想到達時間が短い地域」と記載を変えた方がよい。

また、135ページで「1. 防災教育・訓練上の問題点」があり「2. 防災教育の徹底」に問題点に対する提案や対応がされていないので、表現を変えたほうがよい。

【事務局】 泡消火薬剤の備蓄について意見があったが、現在の「消防力の整備指針」に条項はズレているが、同様の記載があるので、この防災活動の手引きには反映はしていない。

(4) その他

【委員】 事業所が行う広報について報告書で言及しているが、最近発生した事故において、事業所が広報を実施した例、データ等はあるのか。

→【事務局】 平成23年に発生した山口県の東ソー（株）周南事業所において発生した事故において、広報は実施されている。

【委員】 来年度の石油コンビナート等防災体制検討会の課題はあるのか。

→【事務局】 来年度の課題としては、石油コンビナート等防災訓練における防災訓練アドバイザー派遣について検討したいと考えている。

【委員】 三重県が三菱マテリアル（株）四日市事業所の事故を受けて、石油コンビナート設置道府県協議会を通じて、指導監督の一元化や事故調査の一元化を国に提言

しているが、どのような考えか。

→【事務局】 現在消防庁、経済産業省、厚生労働省と新たな取り組みを始めている。なお、石油コンビナート等災害防止法は保安 4 法を一元的に行う趣旨であり、石油コンビナート等防災本部においては、関係機関が一同に集まる機関であることから、一元的に対応することをより実効性を高めていくことが大切であり、国がしっかりフォローしていくことも重要であると考えている。

以上